

# 質問権 旧統一教会に行使

## 文科省 来月9日回答締め切り

文部科学省は22日、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に「報告収集・質問権」行使したと発表した。同日、教団の組織や財産などについて報告を求め文書を書留で郵送し、この権限に基づく調査を始めた。回答の締め切りは12月9日とした。オウム真理教事件を機に1995年の宗教法人法改正で設けられた権限が初めて行使された。

### ▼3面=行使怠いだ文科

省、8面=社説  
永岡桂子文科相は22日の会見で、教団の組織・運営に関する規定や、収支・財産に関する書類、帳簿について報告・提出を求める

説明。「報告収集・質問権行使するほか関係者から情報収集、分析を進め、具体的な証拠や資料を伴う客観的な事実を明らかにしていきたい」と語った。

報告収集・質問権は「法令に違反して著しく公共の福祉を害する行為など、解散命令の要件に該当する行為をした疑いのある法人に報告を求めたり、質問したりすることができる権限だ。

この権限の行使にあたっては、法人に報告を求める事項や、質問する事項を宗教法人審議会に示し、意見を聞かなければならない。

文科省は21日、同審議会

産に関する事項について教団から報告を求める」とを説明。審議会は同日、「了承する」の答申を出した。

文科省は今後、教団をめぐり組織的不法行為の使用者責任を認めた民事裁判の判決計22件の詳細などを、調査を通じて把握していく。調査で集まつた材料を踏まえて、解散命令を裁判所に請求するか判断する方針だ。

## 「誠心誠意回答」

教団の広報担当者は取材を聞かなければならない。  
文科省は21日、同審議会に「政府の意向に従い、期末までに誠心誠意、回答に努めます」と話した。